

議 第 6 9 号

契約の締結について

(瑞穂中学校グラウンド改修工事)

下記により工事請負契約を締結するものとする。

令和6年(2024年)6月5日提出

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

1 工事名

瑞穂中学校グラウンド改修工事

2 請負代金の額

金 2 7 0 , 6 0 0 , 0 0 0 円

3 契約の相手方

住所 柏崎市三和町3番37号

氏名 石高建設株式会社

代表取締役社長 土肥 克知

工 事 概 要

- 1 工 事 番 号 教 中 第 1 号
- 2 工 事 名 瑞穂中学校グラウンド改修工事
- 3 施 工 地 柏崎市小金町地内
- 4 工 事 期 間 議会議決の日から令和7年（2025年）6月30日までを予定
- 5 工 事 概 要
 - (1) グラウンド、コート、駐車場整備
 - ア グラウンド・コート舗装（トラック） 10,060 m²
 - イ グラウンド・コート舗装（野球場） 9,630 m²
 - ウ グラウンド・コート舗装（テニスコート） 2,790 m²
 - エ 駐車場舗装 499 m²
 - (2) 暗渠排水工（幹線・支線） 2,802 m
 - (3) 散水施設工 600 m

建設工事請負契約条項

1 工事番号 教中第 1号

2 工 事 名 瑞穂中学校グラウンド改修工事

3 工事場所 柏崎市 小金町 地内

4 工 期 等

(1) 工事期間 議会議決の日から 日間 令和7(2025)年6月30日まで

(2) 着手期限 議会議決の日(工事期間の起算日)から7日以内

(3) 完成期限 工事期間の満了する日以内 令和7(2025)年6月30日まで

(4) 工事を施行しない日又は時間帯を定めた場合の内容 財務規則別記建設工事請負基準約款
第1条第1項に規定する設計図書のとおり

5 請負代金の額 ￥270,600,000-

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥24,600,000-

6 請負代金の支払

(1) 前金払 する。(前払保証を要す。)各年度支払限度額の4割以内

(2) 中間前金払 する。(中間前払保証を要す。)各年度支払限度額の2割以内

(3) 部分払 する。(令和6(2024)年度2回以内、令和7(2025)年度2回以内)部分払対象
物件の危険負担は受注者が負う。

(4) 各年度支払限度額及び工事完成出来高は次のとおりとする。

	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
支 払 限 度 額	￥189,960,000-	￥80,640,000-
工事完成出来高	78%以上	100%

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上納付する。ただし、財務規則第144条第4項第1号又は第2号
に該当する場合は、契約保証金の納付を全額免除する。

8 分別解体及び再資源化に要する費用等 別紙のとおり(対象)

別紙は、この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
第9条第1項に規定する対象工事の場合に添付する。

9 権利義務の譲渡

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、発注者の書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

10 そ の 他

この契約に関するその他の条件は、財務規則及び財務規則別記建設工事請負基準約款並びに本
契約書添付の設計書、図面及び仕様書による。